

第五章 罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。

2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

3 この法律で「自立教科等」とは、理療（あん摩、マッサージ、指圧等）に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため

○教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号）

〔沿革〕 昭和二十四年一月三〇日法律第二二六号、二五年五月三三日第一九九号、二六年三月三一日第一一三三号、二八年七月三〇日第九二二号、二九年六月三日第一五八号、三六年五月一九日第八七号、六月八日第一二二二号、一七日第一四四五号、三七年九月一五日第一六一号、三九年七月二日第一三七号、四〇年三月三一日第一六号、四三年六月一〇日第九四号、四四年六月九日第四〇号、四八年七月二〇日第五七号、五五年三月三一日第一四号、五八年一月二日第七八号、一〇日第八三三号、六一年一月二六日第一〇九号、六三年一月二八日第一〇六号、平成元年一月二二日第八九号、三年四月二日第三三三号、第二四号、第二五号、五年一月二二日第八九号、一〇年六月一〇日第九八号、一二日第一〇一号、九月二八日第一一〇号、一一年七月一六日第八七号、一二月八日第一五一号、二二日第一六〇号、一二年三月三一日第二九号、一三年一月二二日第一五三三号、一四年五月三一日第五五号、一五年七月一六日第一一七号、一六年五月二二日第四九号、一七年七月一五日第八三三号、一八年六月二二日第八〇号、第八四号改正

教育職員免許法をここに公布する。

教育職員免許法

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条の二）
- 第二章 免許状（第四条―第九条の二）
- 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条―第十四条の二）
- 第四章 雑則（第十五条―第二十条）

教育職員免許法

第一章 教育職員免許法

〔教育職員免許法第三条第一項関係〕

◎校長の授業担任と兼務発令の要否



校長が授業を担当する場合、教諭としての兼務発令をすることの要否について、次のいずれによるべきか。

- (イ) 学校教育法第二八条第三項に規定する校長の職務内容には、第四項の教諭の職務内容を包含するものと解し、全くその必要がない。
- (ロ) 学校教育法施行規則第八条は、校長の資格を一般的に規定したに過ぎず、校長が授業を担当する場合は、当然教諭としての兼務発令の必要があり、免許法第三条に規定する相当の免許状を所有する必要がある。
- (ハ) 相当免許状を所有していない場合および免許外教科の授業を担当する場合に限り、兼務発令をする必要がある。
- (ニ) 補欠授業をする等の場合は、その要はないが、相当時間数を担任するとき、もしくは当該教科について一般教諭と同程度の責任を負って担任する場合に限り、兼務発令をする必要がある。

〔免許五五〕



校長が学級を担当し、またはある教科の授業を常時担任する必要がある場合には、その校長に対し教諭を兼務されるべきものであり、学校教育法施行規則第二二条ただし書の規定は、この趣旨を明らかとしたものと解される。

なお、授業担任教員の不在時におけるいわゆる補欠授業等、学校運営上必要がある場合には、教諭を兼務しない場合においても当該所有免許状にかかる授業を臨時的に担任することは妨げないものと解される。

